

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第2号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) <u>教育情報システムの整備及び管理に関すること</u>（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>教育振興課・教職員課 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>保健体育課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>学校給食及び寄宿舎食に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) <u>教育庁及び教育機関の情報化の推進に関すること。</u></p> <p>教育振興課・教職員課 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>教育情報システムの整備及び管理に関すること。</u></p> <p>保健体育課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>全国高等学校総合体育大会に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>学校給食、寄宿舎食及び食育に関すること。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理</p>

改正前			改正後		
する。			する。		
職	課又は室	職務	職	課又は室	職務
情報主幹	教育総務課	教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務 <u>教育情報システムの整備及び管理</u> に関する調査及び企画事務	情報主幹	教育総務課	教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務 <u>並びに教育庁及び教育機関の情報化の推進</u> に関する調査及び企画事務
略			略		
指導主幹	教育振興課 学校教育課 学校教育課 生徒支援室 保健体育課	略	指導主幹	教育振興課 学校教育課 <u>学校教育課</u> <u>プロジェクト</u> <u>E推進室</u> 学校教育課 生徒支援室 保健体育課	略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。